

下北地域県民局県税部からのお知らせ 個人事業税（県税）について

○個人事業税の概要

個人事業税は、事業を営む個人の方で、県内に事務所又は事業所を有する方に課される県の税金です。原則として、前年の不動産所得及び事業所得から各種控除した額に対して課税されます。

課税対象となる業種は、主として商工業等いわゆる営業に属する第一種事業（物品販売業、不動産貸付業、製造業、請負業など）、畜産業、水産業、薪炭製造業等の第二種事業（主として自家労力により行うものを除く）及び一般的に一定の資格、技能、知識に基づいて利益を得る事業で、医業、法務業等の自由業に属する第三種事業（医業、歯科医師業、弁護士業、理容業など）があります。

それぞれの税率は次のとおりです。

第一種事業・・・5%

第二種事業・・・4%

第三種事業・・・5%（ただしあん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は3%）

○納税方法と納期限

下北地域県民局県税部から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて最寄りの金融機関又は県税部の窓口で納めてください（税額が1万円以下の場合には8月に全額納めることとなります）。

納期限は、第一期分が8月31日（火）、第二期分が11月30日（火）となっております。

また、口座振替も御利用できますので、金融機関・県税部にてお申し込みください。

詳しくは、『下北地域県民局県税部課税課』（☎22-8581 内線207）までお問い合わせください。

法的トラブルはお気軽に「法テラス」へご相談ください

日本司法支援センター（愛称：法テラス）は、解決に役立つ法制度や、最適な相談窓口を無料で紹介します。

法的トラブルをかかえ、どこに、だれに相談したらよいかわからない方や、そもそも自分の問題が法的トラブルなのかわからない方、将来のトラブル予防のためあらかじめ情報を得ておきたい方にも、解決への適切な道案内をいたします。

また、経済的に余裕のない方には無料で弁護士・司法書士による法律相談も行っており、弁護士及び司法書士費用の立替えも行います（ただし、費用の立替えを希望される方については審査を受ける必要があります）。

なお、法テラスホームページ（<http://www.houterasu.or.jp/>）でも、情報の検索や電子メールでのお問い合わせを24時間受け付けていますので、ぜひご利用ください。

（おなやみなし）

【法テラスコールセンター】0570-078374

（なくこないよ）

【犯罪被害者支援ダイヤル】0570-079714

受付時間

平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00

※0570はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、

全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。



日本司法支援センター

【法テラス青森（日本司法支援センター青森地方事務所）】

〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2階